主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人藤堂真二の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。(なお、「農地法四条は、農地について所有権その他の権限を有すると否とにかかわらず、一般に農地を転用しようとする者に適用がある」旨の原説示は正当である。)

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三九年八月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Щ	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外